3. 地球環境保全の積極的推進

基本目標「地球環境保全の積極的推進」を実現するために、基本施策「地球温暖化対策の推進」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像(平成32年頃)のような社会となることが期待されます。

『地球環境保全の積極的推進』により目指す将来像

「温室効果ガス削減対策の見える化」の取組により、事業者や県民一人ひとりが現状や取組 の成果などをよく理解できるようになり、社会全体で地球温暖化防止の取組が進むことにより、 大幅な温室効果ガス削減が進んでいます。

住まいは、新築やリフォームにより断熱効果の高い省エネ住宅の割合が増え、エネルギーを 効率的に使用できる家電製品や給湯システムにより快適な生活を送ることができています。

オフィスや学校、店舗、病院などでは、照明は全てLED*や有機EL*などの次世代照明になり、 空調機器や給湯システムの省エネ化、再生可能エネルギー設備などの導入が進み、上質な職場 環境とサービスの提供により、利用者にとって満足度の高い社会になっています。

中山間地域や農山漁村では、地域エネルギーの活用や自然環境と調和した地域づくりが進められ、都市部では集約型のまちづくりや自転車や歩行者の利用に配慮した道路の整備などが進んでいきます。また、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の普及も急速に進んでいきます。

森林は適正な管理と県産木材の利活用により、荒廃森林の整備も進み、水を育む緑豊かな森として県民に愛され、二酸化炭素吸収源等の公益的機能は十分に保たれています。



3-1.地球温暖化対策の推進

現況と課題

海面水位の上昇、大雨・洪水・干ばつといった異常気象など、すでに地球温暖化の影響と みられる現象が世界各地で現れています。日本でも、熱帯夜や猛暑日、大雨の日数が増加する などの気候変動が観測され、温暖化が原因と考えられる影響が報告されています。今後も地球 温暖化が進めば、その影響は一層大きくなると考えられます。

このような中で、本県でも地球温暖化対策の重要性は認識されているものの、現在の温室効果ガス排出量の状況、取組努力の成果や評価などが見えるかたちで示されないと今後の取組の意欲に結びつかないことから、県民や事業者の取組成果を可能な限り"見える化"し、継続的な活動展開に結び付けていくことが求められます。

島根県は、県土に占める森林面積の割合や一次産業就業者割合が高いという特徴を持っており、本県の財産ともいえる豊かな森林資源を守り、育て、適正に利用していくことにより、地球温暖化防止及び林業など一次産業の活性化を目指すことが求められます。

県民アンケート調査結果によると、省エネルギー機器や、新エネルギーの導入意向が高く、近年、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車、大規模風力発電施設などの新エネルギーの導入が急速に進みつつあります。また、木質バイオマスなど、島根県の特徴を活かした新エネルギーの導入を進めていくことも求められます。

島根県地球温暖化対策協議会では会員数が 15,000 をこえ、市町村単位での地域協議会の設立数も徐々に増えつつあり、島根県地球温暖化防止活動推進員を始め住民・事業者・行政が一体となった取組が進められてきました。

一方、島根県地球温暖化対策協議会と市町村地域協議会、島根県地球温暖化防止活動推進員などの情報共有や相互連携が不足しているという課題も明らかになってきており、組織体制の充実と市町村地域協議会や島根県地球温暖化防止活動推進員などへの支援、連携調整、補完機能が求められます。

施策目標

すべての県民が地球温暖化の防止に取り組み、 かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します

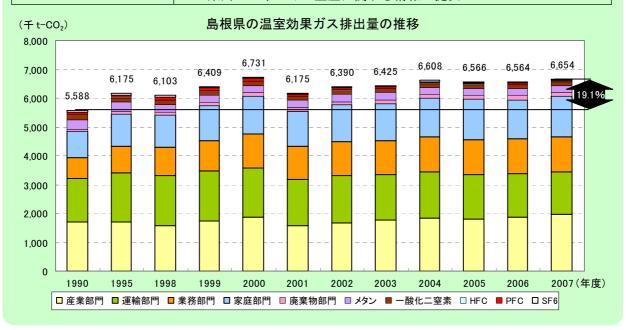
県の施策展開

【重点施策】 3-1-1. 温室効果ガス削減対策の見える化

○温室効果ガス削減対策 の見える化 島根県における 2007(平成 19)年度のエネルギー起源による二酸化炭素排出量は、1990(平成 2)年度と比べると 25.7%の増加であるのに対し、二酸化炭素排出量の大半を占めるエネルギー使用量を見ると、5.9%の増加にとどまっており、エネルギー使用量の増加以上に二酸化炭素排出量が増加していることになります。このように、二酸化炭素排出量とエネルギー使用量に乖離があるのは、電力における二酸化炭素排出係数の変動が二酸化炭素排出量の増減に影響を及ぼすことによるもので、二酸

化炭素排出量の推移からでは、エネルギー使用量削減などの県民の努力が見えにくくなっています。そこで、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の両面から地球温暖化対策の効果を測り、県民や事業者の取組成果を可能な限り"見える化"し、高い意欲の持続や、継続的な活動展開に結び付けていきます。

- ・「温室効果ガス削減対策の見える化プラン」による取組行動の支援
- ・温室効果ガス排出量及び森林吸収量の迅速な公表
- ・生活や事業活動における取組成果の分析・公表
- ・県内のエネルギー生産に関する情報の提供



3-1-2.「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開

○「島根県地球温暖化対 策協議会」を中心として 地球温暖化対策を全県で 展開 「温室効果ガス削減対策の見える化」を実現し、着実な地球温暖化対策を推進していくために、県内のあらゆる主体が島根県地球温暖化対策協議会に結集し、市町村地域協議会、島根県地球温暖化防止活動推進センター、島根県地球温暖化防止活動推進員等との連携のとれた体制を2011 (平成23)年度に構築し、全国でも先進的な取組体制として地球温暖化対策を全県で展開していきます。また、取組の評価・検証機関を設け、「温室効果ガス削減対策の見える化」の推進と、次年度への取組につなげていきます。

- ・島根県地球温暖化対策協議会を中心とした体制の再構築と全県で展開する地球温暖化対策
 - ・取組の検証と公表制度の導入
 - ・島根県地球温暖化防止活動推進員による取組の推進

3-1-3. 森林資源の積極的な活用による森林循環の促進

○森林資源の積極的な活 用による森林循環の促進 島根県は森林面積の割合が高く、森林率は全国三位です。森林は地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、その公益的機能は多岐にわたっています。

特に、地球温暖化対策においては、二酸化炭素を吸収する機能が大きな役割としてあり、吸収源としての森林の整備を進めることと、炭素を

固定した木材を有効活用することにより、森林率の高い島根県の特性を活かし、地球温暖化対策と産業や地域の活性化につながっていくことから、積極的な森林循環(植林→育林→伐採→木材利用→再植林)の促進に取り組みます。

- ・CO。吸収源対策としての森林整備
- ·島根 CO。吸収認証制度
- ・しまね CO。固定認証制度の検討
- 森林整備と木材利活用の推進
- ・木質バイオマス燃料の活用
- ・水と緑の森づくり税を活用した森林整備
- ・森林の保全・利用への県民の参画と意識の醸成

3-1-4. しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進

○しまねの地域特性を活 かした新エネルギーの導 入促進 島根県は豊富な自然環境に恵まれ、冬期には季節風が強い地域があるなど、木質バイオマスの活用や風力発電など、地域特性を活かした新エネルギーの導入が期待される分野があります。普及が進む太陽光発電とともに、こうした特性を活かした新エネルギーの導入促進により、雇用創出や地域の活性化につながることも期待されています。また、将来、自然環境と共生した持続可能な社会をつくっていくためにも、地域特性を活かした新エネルギーの導入を積極的に促進していきます。

- ・「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の着実な推進
- ・新エネルギーの導入による CO。削減効果の公表

3-1-5. 地球温暖化対策と経済発展の両立による産業振興と地域の活性化

○地球温暖化対策と経済 発展の両立による産業振 興と地域の活性化 新(省)エネルギーの技術を活かした製品製造・販売に関連する産業は、今後の拡大が見込まれ、そうした産業で扱う技術や製品は需要先で地球温暖化対策に貢献するとともに、雇用の創出や地域の活性化にもつながります。また、あらゆる産業分野での地球温暖化対策の取組は、直接的な温室効果ガス排出削減につながるとともに、設備更新等によるコスト削減と経済効果も見込まれます。そのため、地球温暖化対策の推進と経済発展の両立を図っていくことができるよう進めていきます。

また、今後、地球温暖化対策に伴い低炭素社会へ移行していく中で、 地域づくりや中山間地域における地球温暖化対策について、地域の活性 化につながるような工夫をするとともに、地域全体で地球温暖化対策を 進めることができるよう努めていきます。あわせて、地域の効率的なエ ネルギー利用の推進についても検討していきます。

- ・新(省)エネルギーに関連する産業の支援
- ・新(省)エネルギーに関連する産業の誘致
- ・新(省)エネルギー(風力発電、太陽光発電等)生産施設等の導入促進
- ・低炭素社会への転換に向けた産業への支援
- ・低炭素社会への転換に向けた地域づくり
- ・地域での効率的なエネルギー利用の推進
- ・中山間地域における地球温暖化対策の取組

環境指標

項目	単位	現況		目標	
○島根県内の温室効果ガス排出量 ⊕2020 年(平成 32 年)の削減目標(基準年:1990 (平成 2 年)比-23%)	%	2007 (H19)	6,155	2020 (H32)	23% 以上削減
○島根県内のエネルギー使用量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	%	2007 (H19)	5,6028	2020 (H32)	8% 以上削減

倒単位:温室効果ガス排出量=千 t /CO $_2$ エネルギー使用量=TJ

私たちにできること

	・ 家電製品の適正使用など、日常生活での省エネルギー徹底
	▶ 電気・ガス・水道などの使用量確認
	冷暖房温度の控えめな設定
	▶ 不要な照明やテレビの消灯
	■ 電気製品を長時間使用しないときはコンセントからプラグを抜くなど、待
	機時消費電力の削減
	▶ 蛇口をこまめに閉めるなど節水の実施
県民	▶ 廃食用油の回収への協力
	・ 環境に配慮した買い物の実践
	▶ マイバッグの持参などによるレジ袋使用の削減
	▶ 地産地消など、なるべく近くで生産された食料の購入
	▶ 高効率型機器や再生資源を利用した製品など、環境に配慮した製品の
	購入•使用
	・環境に配慮した自動車の使用
	→ 公共交通機関や自転車の利用による、マイカー使用の抑制
	▶ 自動車を運転するときは、アイドリングストップの励行など、エコドライブを
	実践
	▶ 自動車を購入する際は、必要に応じた大きさの低燃費車を選択
	・ 住宅の新築や増改築の際における、県産木材の利用及び省エネルギー性能
	の向上や太陽光発電など新エネルギーの導入
	・ 木製品やバイオマスプラスチック*など、バイオマス由来の製品使用など
	・ 団体の事業活動の中における、率先した温室効果ガス削減への取組実施
NPO等	・ 多様な交流を通じた、地球温暖化防止に関する情報収集と県民への周知
	・ 団体の持つ知識を活かし、行政や県民、事業者の取組を外から評価するとと
	もに、温室効果ガスの削減に関する具体的な手法を提案
	・バイオマスの利活用に関する県民への普及啓発
	・ 菜の花や廃食用油から作るバイオ燃料※やバイオマスプラスチックなどバイオ
	マス由来の製品づくり
	・ 身近な緑化活動、里山保全活動の中から生じたバイオマス資源の活用 など
	対点は呼ばばり、主用体主は別の下がり工した。これ、八具体の位用、など

	一定規模の事業者は、法令に従い、事業活動に伴い発生する温室効果ガスの算定・報告・公表を行うとともに、それ以外の事業者においても、自主的に排出量を把握し、排出削減に向けた取組を進め、その実施状況を公表 日々の事業活動における、省エネルギーなどの環境配慮の徹底 エアコンなどの空調設備の温度の適正管理 不要時における OA 機器の主電源切断など、エネルギー消費機器適正管理 事業者独自のノーマイカーデーの設定などによる自動車使用の抑制、社用車への低公害車・低燃費車の導入、エコドライブの実践 再生資源を利用した製品など、環境配慮型事務用機器や備品の購入・
事業者	使用 クールビズ、ウォームビズなどによる季節に応じた省エネルギーの推進 工場や事業所への新エネルギーや省エネルギーシステムの導入 太陽光やバイオマス等の利用拡大による燃料転換 コージェネレーション*や熱回収*ヒートポンプ等高効率機器・設備導入 工場、事務所等の新築や増改築の際における、省エネルギー性能の向上 建築物等への県産木材の使用の推進 事業所内の緑化推進、屋上緑化や壁面緑化の実施 環境に配慮した製品・サービスの提供 従業員に対する省エネルギー教育の実施 バイオマス由来の製品づくり 事業活動の中で生じるバイオマス資源の利活用 菜の花や廃食用油から作るバイオ燃料や木製品、バイオマスプラスチックなど、バイオマス由来の製品使用 など
県	 自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画策定及び、率先した温室効果ガス排出削減への取組実施 市町村と連携したノーマイカーデーやエコドライブの実施、クリーンエネルギー自動車の導入 島根県地球温暖化対策実行計画に基づく、県民、事業者、行政の取組推進など
市町村	 自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画を策定及び、率先した温室効果ガス排出削減への取組実施 地域の実情に応じて、ノーマイカーデーやエコドライブの実施、クリーンエネルギー自動車の導入 地球温暖化対策実行計画もしくは地球温暖化対策地域推進計画に基づく、市町村の取組推進など

3-2.オゾン層の保護・酸性雨対策の推進

現況と課題

オゾン層は、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る重要な役割を 果たしています。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康 被害や生態系への影響があるといわれています。

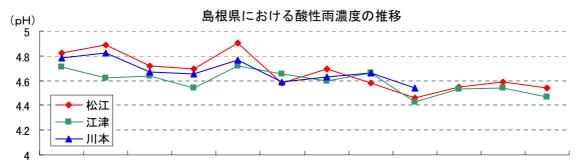
フロン*等の主なオゾン層破壊物質の生産は、平成7年度をもって既に全廃されていますが、 過去に生産されたフロン等は、冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で存在して おり、今後、確実に回収し破壊することが大きな課題となっています。

このため、国において「家電リサイクル法※1」や「自動車リサイクル法※2」及び「フロン 回収・破壊法※3」等の法律が整備されたところであり、今後も、関係機関が連携し、フロン 類の適正な回収・破壊処理が実施されるよう積極的な情報提供を行います。

また、化石燃料の燃焼に起因する酸性雨問題については、東アジア地域のめざましい経済成 長やエネルギー消費の増加が、酸性雨として影響してくることが懸念されています。

現時点では、県内に顕著な影響は認められていませんが、環境省が実施する東アジア酸性雨 モニタリングネットワークの調査地点として環境影響調査を継続的に実施します。

- ※1 「特定家庭用機器再商品化法」の通称
- ※2 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の通称
- ※3 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」の通称



平成9 平成10 平成11 平成12 平成13 平成14 平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 (年度) 資料:島根県環境白書

注) 平成 13 年度川本、平成 14 年度江津は採取装置故障による長期欠測あり。 平成 18 年度以降、川本地点の計測は行っていない。

施策目標

フロン回収・破壊処理の促進や酸性雨の調査を通して、 地域から地球環境保全に貢献します

県の施策展開

3-2-1. オゾン層保護のためのフロン対策の推進

家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法の周知を図り、フロン類の適正な回収・破壊処理を図ります。

3-2-2. 酸性雨の環境影響調査と共同調査研究等国際協力の推進

県内における酸性雨の実態調査及び森林、土壌、湖沼等の環境への影響の調査・研究を進めます。

また、酸性雨などの地球環境問題や海岸漂着物等の自然環境の保全をテーマに北東アジア地域の自治体、研究者等との共同調査・研究を実施するなどのする国際環境協力を推進します。

私たちにできること

	・ ノンフロン冷蔵庫、ノンフロンカーエアコンを使用した自動車など、代替物質を
県民	使用した製品の使用
	・ 冷蔵庫やエアコン廃棄時の、家電リサイクル券購入及び、家電小売店への回
	収依頼の実施
	・ 自動車を廃棄する際の、登録を受けた引取業者への引渡し
	・ 日本各地で取り組まれている環境保全・再生活動や地球規模の環境問題に
	関心を持ち、県民レベルの地域交流・国際交流に参加 など
NPO 等	・ オゾン層保護など地球環境保全に関する意識啓発
	・ 国・地方公共団体・国際協力団体が行う国際環境協力への参加 など
	・ フロンを使った製品(特定製品)を使用する事業者は、冷却性能の低下等の異
	常が認められた場合の、冷媒漏洩を防止するための速やかな補修その他必
	要な措置の実施
	・ フロン回収、引渡し等の際におけるフロンの大気中への放出防止
	・ フロンを回収した事業者による、フロンを大気中に放出させることなく、確実に
事業者	許可を受けた破壊業者への引渡し
	・ フロンの引渡しを受けた破壊業者による、大気放出させることのない、確実な
	破壊の実施
	・ 特定製品に使用されているフロンの回収及び破壊の意義及び法を遵守するた
	めに必要な知識に関する従業員その他関係者への周知徹底
	・ 県域を越えた広域的な環境保全・再生に向けた取組への協力 など
	・ オゾン層保護とフロン使用・回収の関係周知による、オゾン層保護の重要性の
	意識啓発
市町村	・ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン回収・破壊法の周知
	・ 同じ環境課題を抱える地方自治体間での、環境に関する情報や技術などの
	交換 など
	・ オゾン層保護とフロン使用・回収の関係周知による、オゾン層保護の重要性の
県	意識啓発
	・ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン回収・破壊法などの定めに
一大	基づく、フロンの回収・破壊処理推進
	・ 県域を越える広域的な環境問題に効果的に対応するための、関係する他の
	地方自治体との情報交換や連携した施策の構築推進 など